



令和5年8月30日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が8月25日（金）に閣議決定され、本日（8月30日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(※令和5年梅雨前線豪雨等(台風第2号の暴風雨を含む))

2. 適用措置の指定

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)

④公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。

⑤私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。

⑥小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

8月25日(金) 閣議決定

8月30日(水) 公布・施行

政令第二百六十四号

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第二条から第六条まで、第十六条、第十七条及び第二十四条に規定する措置
備考 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

二 上欄の暴風雨とは、令和五年台風第二号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 70%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率等を嵩上げ
70% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5カ年の実績の平均)

※プール計算方式

(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

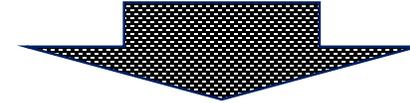
(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

○農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象

○自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ

○補助率
農地 85%
(地方負担分への交付税措置を加えると97.8%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

○補助率を嵩上げ
農地 85% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

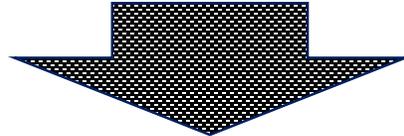
(令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<通常時の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

○農林水産業共同利用施設(農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等)の災害復旧事業が対象

○国庫補助率 2/10 (一施設あたり40万円以上のもの)



<激甚災害指定時の措置>

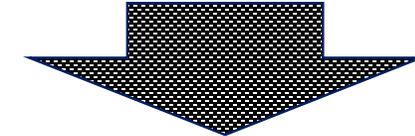
- 補助率を嵩上げ
 - ・告示地域※ (一施設あたり13万円以上のもの)
9/10(40万円以下の部分は4/10)
 - ・その他地域 (一施設あたり40万円以上のもの)
5/10(40万円以下の部分は3/10)

※農地・農業用施設の補助率嵩上げ対象地域等を対象に農林水産大臣が告示

(第16条) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

<通常時の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○特定地方公共団体が設置する公立の公民館、図書館、体育館等の災害復旧事業に要する経費の2/3を補助

○復旧事業費が60万円以上のものに補助(令第34条)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

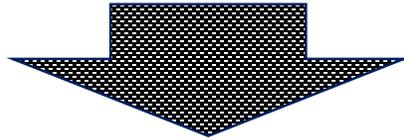
激甚災害指定により適用される措置の概要③

(令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)

(第17条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

<通常の災害時の措置>

(補助なし)



<激甚災害指定時の措置>

○私立の学校の災害復旧事業に要する経費の1/2を補助

○以下の建物等に補助(令第36条及び37条)

- ・ 工事費/児童等の数 ≥ 750円
- ・ かつ、一の私立学校施設あたり次のとおり以上のもの

・ 幼稚園	60万円	・ 高等学校	210万円
・ 特別支援学校	90万円	・ 短期大学	240万円
・ 小学校、中学校	150万円	・ 大学	300万円

【参考】法第3・4条局激適用の災害にあつては、補助率2/5以内(予算補助)
※局激適用区域内にある私立学校が対象(私立学校施設整備費補助金)

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5%(財政力補正)

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5%(財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、
元利償還金に対する交付税措置率66.5%~95.0%(財政力補正)

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%

(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)

※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。